

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日付け教政第316号）」の更新について（通知）
（令和2年2月28日11：30時点）

このことについては、当面の対応として、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第316号）」により対応をいただいているところですが、2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるためにきわめて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることに寄る感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを踏まえ、本県では臨時休業を行うこととし、次のとおり内容を変更いたしました。

各県立学校におかれましては、感染防止の趣旨をご理解いただき、臨時休業を円滑に実施いただきますようお願いいたします。

なお、今後も最新の情報や追加的な留意事項について、随時更新の通知をして参ります。

1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日まで

2 児童生徒等・保護者への連絡体制について

今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページ上の情報発信及びメールや電話連絡等による連絡体制を整備しておくこと。

3 学校行事等について

学校内外での行事については、中止又は延期とすること。

※卒業式については、4を参照のこと。

※終業式等の実施については、今後の状況を踏まえ改めて連絡する。

4 卒業式について

卒業式を開催する場合は、それが感染拡大の機会とならないよう、次のような防

止対策をとっていただくとともに、開催方式の工夫例についても参考とし、必要最小限とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

卒業式後のホームルーム活動についても同様の扱いとする。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者全員のマスク着用
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑える（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確保する
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与するなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とする

5 部活動等について

部活動等については、多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から、校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め活動を中止すること。

6 児童生徒等に対する個別指導について

(1) 教育相談について

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、予定どおり配置を行う。児童生徒等、保護者からの相談には、電話での対応を基本とするが、面会を希望する児童生徒等や保護者については、学校や市町村教育委員会で相談を行うことも可能とする。

(2) 進路相談等について

児童生徒等の進路に関する相談等については、個々の児童生徒等の事情に応じ学校における個別対応を可能とする。

(3) 特別な支援を必要とする児童生徒等について

特別支援学校に在籍する児童生徒等については、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置を取れない場合は、多くの児童生徒等が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。その際、必要に応じ、スクールバスの運行を可能とする。

7 感染拡大を防止するための対応策について

臨時休業期間中も、感染予防のために極めて重要な手洗い、マスクの着用（咳エチケット）、手指のアルコール消毒、十分な換気等、自らを感染から守るための基本

的な備えができるよう、児童生徒等及び教職員への指導を徹底すること

8 総合寄宿舎等について

総合寄宿舎、高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舎においては、原則として、3月1日までに全ての舎生を自宅に帰宅させ、その翌日から臨時休業期間が終わるまで閉寮とすること。

なお、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

9 臨時休業中の生活指導について

臨時休業日中の児童生徒等の生活について、次のことを指導する。

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒等に理解させ、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行う。
- (3) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。(ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対に行わない。)
- (4) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

10 臨時休業中の学習について

臨時休業中の学習については、教科書、ワークブック、問題集、課題等を家庭学習として計画的に行うようにすること。

課題の例としては、①課題プリントの配布、②教科書や参考書、問題集の内容の学習、③新聞等を活用し、記事の内容を要約させ、自分の意見をまとめさせること、④ラジオやテレビの高校講座等が挙げられる。

状況によっては、新学年で旧学年の学習内容について補充学習を行う等、単元や題材の学習内容が全く触れられないことがないように工夫することが望ましい。

別添の「家庭学習の記録(例)」、「学習計画表(例)」や「学習の記録(例)」等を用いて、生徒が計画的に学習に取り組めるように努めること。また、臨時休業中、生徒との連絡を密にし、生徒本人や保護者の不安を取り除くための支援に努めること。

11 臨時休業中の健康管理について

学校は、児童生徒の保護者と緊密に連携し、別添の「健康観察表」を用いて、朝・夜の検温や身体状況など厳重な健康確認を行うこと。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、報告を受けること。

12 学習評価について

中学校における今年度の学習評価等については、現在までの学習状況において行うものとする。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

高等学校における成績処理については、次の例を参考にして成績処理を行うこととし、今回の臨時休業を原因とする生徒の進級・進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

- (1) 定期考査を実施できない場合等の対応を各学校で定めている場合は、各学校の取り決めに基づいて成績処理を行う。
- (2) 年度末の成績処理については、これまでの評価を総合的に判断し、生徒の不利にならないように評価する。
- (3) 欠席に伴って生じる補講、単位認定、卒業及び進級の認定に関し、家庭学習におけるレポートの活用等を評価することによって認定する等、弾力的に対処する。

1 3 校外実習・単位認定について

各専門学科における校外での実習については、資格取得に関わる場合があるため、個別に相談するものとするが、単位の修得については柔軟に対応するものとし、実習を実施する場合は、感染拡大防止等の万全の対策をとることとする。

1 4 学校施設の開放について

臨時休業中は、原則として学校施設の開放は中止すること

1 5 教職員の勤務等について

- (1) 教職員は、別添の健康観察表を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- (2) 臨時休業期間中の勤務は、通常どおりとする。
- (3) 非常勤講師、嘱託職員、舎監等については、次のとおりとする。
 - ① 非常勤講師については、通常予定されている曜日・時間に勤務することを原則とするが、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(教材準備、成績処理等に従事)
 - ② 嘱託職員、舎監等については、通常予定されている曜日・時間に勤務することを原則とするが、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(施設の維持管理等に従事)
- (4) 休暇等の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 新型コロナウイルスに感染した場合
病気休暇または年次有給休暇
 - ② 新型コロナウイルスに感染した疑い(発熱や咳などの風邪の症状)がある場合
病気休暇または年次有給休暇
 - ③ 本人または同居する家族が保健所から濃厚接触者として特定された場合
職務専念義務の免除(職専免が適用されない職員は年次有給休暇)

※非常勤職員については、すべて年次有給休暇で対応する。

※①～③以外の場合等で不明な点については、個別に問い合わせること。

1 6 公立高等学校入学者選抜(一般選抜)について

3月10日(火)及び11日(水)の公立高等学校入学者選抜(一般選抜)は、

3月3日（火）から5日（木）までの志願変更も含めて、予定通り実施する。

検査会場の衛生管理を徹底するため、会場となる全ての高等学校において、3月7日（土）から11日（水）の面接終了までの間、生徒の学校敷地内への立ち入りを禁止し、万全の体制を整えた上で実施する。

また、教職員についても、整備が完了した検査会場への立ち入りを可能な限り控えることとする。

その他、詳細については、別途、教育創生課より各公立高等学校長、中学校長及び特別支援学校長に通知する。

1.7 徳島県立みなと高等学園第2次募集について

3月18日（水）に実施する予定の徳島県立みなと高等学園第2次募集については、予定どおり実施する。詳細は、「令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項」及び「令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧」に示すとおり、入学願書等の受付期間は令和2年3月13日（金）、3月16日（月）の2日間とし、検査期日は令和2年3月18日（水）とする。

なお、選抜結果の通知は令和2年3月21日（土）とする。

1.8 いじめ防止等について

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起これないように十分配慮すること。

1.9 その他

- (1) 児童生徒等、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課（088-621-3171）に報告すること。
- (2) 今後、児童生徒等及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、症状の改善がみられない場合は、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

<相談窓口>

○一般電話相談窓口（コールセンター・24時間）

0120-109410（フリーダイヤル）

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907

吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874

美波保健所 0884-74-7373

美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

- (3) 春季休業中の対応については、今後の状況を踏まえ、後日別途通知する。

かていがくしゅうの きろく (れい)

ねん 年 くみ ばん ()

	がくしゅうした きょうか ・ ないよう	ふりかえり	かくにん
れい	[こくご] おんどくをする。 かんじドリルをする。 [さんすう] けいさんドリルをする。 ワークをする。 どくしょをする。		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		
がっ にかち 月 日 () ようび	[] [] []		

- ① [] には きょうかを、[] のとなりに ないようを かきましよう。
- ② がくしゅうが おわったら、ふりかえりましよう。 よくできた◎ できた○ もう少し△
- ③ おうちの ひとに かくにんして もらいましよう。

★ひとごみを さけて、おうちで すごしましよう。

★つぎの とうこうびに、「かていがくしゅうの きろく」と、 がくしゅうしたものを たんにんのせんせい先生にだしましよう。

(小学校3～6年)

家庭学習の記録 (例)

年 組 番 ()

	学習した教科・内容	ふり返り	確認
例	[国 語] 教科書を読む、教科書の内容をまとめる、 漢字ドリル、読書 [算 数] 計算ドリル、ワーク [音 楽] リコーダーの練習 [家庭科] 家のお手伝い		
月 日 ()	[] [] [] []		
月 日 ()	[] [] [] []		
月 日 ()	[] [] [] []		
月 日 ()	[] [] [] []		
月 日 ()	[] [] [] []		
月 日 ()	[] [] [] []		
月 日 ()	[] [] [] []		

① []には教科を、[]のとなりに内容を書きましょう。

②学習が終わったら、ふり返りましょう。 よくできた◎ できた○ もう少し△

③家の人に確認してもらいましょう。

★人ごみをさけて、家で過ごしましょう。

★次の登校日に、「家庭学習の記録」と学習したものを担任の先生に提出しましょう。

(中学生)

家庭学習の記録(例)

年 組 番 氏名

日付	学習内容	振り返り
月 日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		
日()		

- 学習内容の例
- ・教科書を読む、教科書の内容をまとめる
 - ・漢字、英単語、計算の練習
 - ・読書

詳しくは配付された文書を参照して下さい

※教科書・ワークのページや学習した内容等を具体的に書きましょう。

★不要不急の外出を避け、計画的に学習しましょう。

★休校が明けて登校した際に、担任の先生に提出してください。

学習計画表（例）

3月

日	曜日	課題の内容	感想等
		記入例 数学問題集 p 10 ~ 11 理科レポート作成 小論文の課題	計画どおり実施できた。
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

4月

1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		

健康観察表（教職員用）

氏名（　　　　　　　　　）

★毎日、朝夜に体温を測定し記録してください			★あてはまる症状等がある場合は、○をつけてください。						
月 日（ ）	朝の体温 〇〇. 〇℃	夜の体温 〇〇. 〇℃	頭痛	せきがで る	体がだる い	下痢・腹 痛	嘔吐（吐 いた）	その他 の症状	病院を 受診した
3月2日(月)	. °C	. °C							
3月3日(火)	. °C	. °C							
3月4日(水)	. °C	. °C							
3月5日(木)	. °C	. °C							
3月6日(金)	. °C	. °C							
3月7日(土)	. °C	. °C							
3月8日(日)	. °C	. °C							
3月9日(月)	. °C	. °C							
3月10日(火)	. °C	. °C							
3月11日(水)	. °C	. °C							
3月12日(木)	. °C	. °C							
3月13日(金)	. °C	. °C							
3月14日(土)	. °C	. °C							
3月15日(日)	. °C	. °C							
3月16日(月)	. °C	. °C							
3月17日(火)	. °C	. °C							
3月18日(水)	. °C	. °C							
3月19日(木)	. °C	. °C							
3月20日(金)	. °C	. °C							
3月21日(土)	. °C	. °C							
3月22日(日)	. °C	. °C							
3月23日(月)	. °C	. °C							
3月24日(火)	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							
	. °C	. °C							

<注意>
 * 発熱（37.5度以上）があり、他にも当てはまる症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けてください。
 （帰国者・接触者相談センター）
 徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018
 阿南保健所 0884-28-9874 美波保健所 0884-74-7373
 美馬保健所 0883-52-1016 三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。
 * なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

健康観察表(生徒用案)

年 組 氏名

毎日、朝と夜に熱をはかり記入しましょう。

月 日()	朝の体温	夜の体温	頭痛	せき	体がだるい	げり・腹痛	嘔吐(はいた)	病院に行った	その他
3月2日(月)	. °C	. °C							
3月3日(火)	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							
○月○日()	. °C	. °C							

◆あてはまる症状があれば○をつけましょう。

◇保護者の方へ◇

* 発熱(37.5度以上)等があり、症状が改善されない場合、以下の窓口に御相談ください。

○一般電話相談窓口(コールセンター・24時間) 0120-109410

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907 吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874 美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

* 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へ連絡してください。

* なお、健康観察表は提出を求めることがありますので、必ず記入してください。

教政第320号
令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日付け教政第317号）」の更新について（通知）
（令和2年2月28日11:30時点）

このことについては、当面の対応として、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第317号）」により対応をいただいているところですが、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるためにきわめて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることに寄る感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを踏まえ、臨時休業を行うこととし、次のとおり内容を変更いたしました。

そこで、県立学校長に対し、別紙のとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校においても、同様の対応をお願いします。

また、幼稚園に関しては、幼児の発達段階や保護者の事情を踏まえ、一律の対応を求めるものではありませんが、令和2年2月26日付け教政第316号通知や本通知を参考に適切に対応していただくようお願いします。

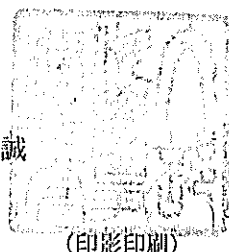
なお、中学校において公立高等学校入学者選抜（一般選抜）に係る面接指導と志願変更に伴って行う進路相談については、感染症予防の対策を万全に講じた上で、学校における個別対応を可能とします。3月9日の前日指導についても、同様の対策を講じた上で可能としますので、貴管内の中学校にその旨、お知らせください。



元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）